



事務連絡
令和2年4月18日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症を疑う患者に関する救急医療の実施について

平素より、救急医療提供という重責を担われている救急医療関係者に対し、心から敬意を表します。

「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日付け事務連絡）等において、各都道府県に対して、新型コロナウイルス感染症患者を積極的に受け入れる重点医療機関の設定や入院患者受け入れ病床数の医療機関への割り当て等、新型コロナウイルス感染症入院患者の受け入れ体制の整備をお願いしています。

今般、発熱や呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈している救急患者の搬送先の選定にあたって、非常に時間を要する事例が発生したとの報告がありました。

新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者の対応を行うにあたっては、院内感染対策を十分に行った上で、さらに緊急度や重症度を踏まえながら救命救急医療を実施する必要があるため、従来に比べて格段に困難な状況であると承知しています。

一方で、係る困難な状況であったとしても、新型コロナウイルス感染症の患者かどうかによらず、必要な救急医療を確実に実施するため、救急医療の関係者をお願いしたい事項を下記にまとめたので、管下の医療機関関係者に対してご周知いただきますようお願いいたします。

加えて、都道府県は、市区町村衛生部局や医療機関、消防機関などの関係者とも連携し、地域における救急医療の実態把握につとめ、地域の実情に応じた救急医療体制を構築していただきますようお願いいたします。

なお、日本救急医学会及び日本臨床救急医学会は、「新型コロナウイルス感染症に対応する学会員、救急医療関係者の皆様へ」（令和2年4月9日）において、

現状と課題を整理し、「地域一丸となって、国民の命を守るために、新型コロナウイルス感染症に立ち向かい、救急医療体制を維持していきたい」という声明を出していること、また、本事務連絡については、総務省消防庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 生命の危険がある救急患者等の受け入れについて

生命が危険な状態にある者又は速やかに診療を行う必要がある者等と考えられる救急患者の受け入れの要請があった際には、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合においても、院内感染対策等を講じ、速やかに受け入れること。

2. 1. 以外の救急患者の受け入れについて

救急患者の受け入れの要請があった際に、当該患者が発熱、呼吸器症状等があることのみをもって、救急患者の受け入れを断らないこと。

このような患者の受け入れ要請があった場合には、従来と同様に基礎疾患や症状の有無等について丁寧に聴取し、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する場合には、患者の緊急度等を踏まえて、都道府県調整本部と調整し、その調整結果に従うこと。

3. 院内感染対策の徹底について

院内感染の発生により救急患者の受け入れを停止せざるを得ない状況も考えられるが、そのような事態を避けるために、院内感染対策を徹底すること。

なお、院内感染対策については「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」（令和2年4月7日付け事務連絡）を発出しているので参考にされたい。

（参考）

- 「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日付け事務連絡）
- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」（令和2年4月7日付け事務連絡）
- 「新型コロナウイルス感染症に対応する学会員、救急医療関係者の皆様へ」（2020年4月9日 日本救急医学会、日本臨床救急医学会）

<https://www.jaam.jp/info/2020/files/info-20200409.pdf>